

新旧対照表

財政局

(規則等名称) 横浜市契約規則

横浜市契約規則 (改正前)	横浜市契約規則 (改正後)	改正理由
<p>第2条 (1)(2) 省略</p> <p>(3) 電子入札システム 横浜市が行う<u>入札に関する事務</u>を電子情報処理組織によって処理する情報処理システムをいう。</p> <p>第2条(4)から第9条まで省略</p> <p>(入札保証金に代わる担保) 第10条 前条第1項に規定する市長が確実と認める担保の種類及び価格は、<u>横浜市予算、決算及び金銭会計規則(昭和39年3月横浜市規則第57号)第3条第1項に定めるもののほか、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額</p> <p>(2) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関の保証 その保証する金額</p> <p>(3) その他市長が確実と認める有価証券等 市長が定</p>	<p>第2条 (1)(2) 省略</p> <p>(3) 電子入札システム 横浜市が行う<u>入札書又は見積書の徴収に関する事務</u>を電子情報処理組織によって処理する情報処理システムをいう。</p> <p>第2条(4)から第9条まで省略</p> <p>(入札保証金に代わる担保) 第10条 前条第1項に規定する市長が確実と認める担保の種類及び価格は<u>次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 横浜市公債証券 額面金額</u></p> <p><u>(2) 国債証券 額面金額の9割以内</u></p> <p><u>(3) 地方債証券 額面金額の9割以内</u></p> <p><u>(4) 日本銀行適格担保社債 額面金額の9割以内</u></p> <p><u>(5) 公社、公団その他市長が適格と認める公社債証券 時価の9割以内</u></p> <p><u>(6) 銀行が振り出し、又は支払保証をした小切手 小切手金額</u></p> <p><u>(7) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第</u></p>	<p>随意契約をシステム対象とすることに伴う文言追加</p> <p>関係規定の整理に伴う文言追加</p>

<p>める額 (平 8 規則 46・全 改、平 20 規則 102・一部改正</p> <p>第 10 条の 2 から第 14 条まで 省略</p> <p>(入札の方法) 第 15 条 1 から 2 まで 省略</p> <p>3 前 2 項の規定にかかわらず、電子入札案件に係る一般競争入札に参加しようとする者にとっては、入札金額その他別に定める事項を当該電子入札案件に参加する者の使用に係る電子計算機から入力するとともに、当該入力する事項についての情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、当該電子署名に係る電子証明書（電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。）と併せてこれを所定の入札期間内に契約担当課長に送信しなければならない。</p> <p>第 16 条から第 26 条まで 省略</p>	<p>3 条に規定する金融機関の保証 その保証する金額 (8) その他市長が確実と認める有価証券等 市長が定める額</p> <p>第 10 条の 2 から第 14 条まで 省略</p> <p>(入札の方法) 第 15 条 1 から 2 まで 省略</p> <p>3 前 2 項の規定にかかわらず、電子入札案件に係る一般競争入札に参加しようとする者にとっては、入札金額その他別に定める事項を当該電子入札案件に参加する者の使用に係る電子計算機から入力するとともに、当該入力する事項についての情報に電子署名（電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名をいう。以下同じ。）を行い、当該電子署名に係る電子証明書（電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が当該者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。）と併せてこれを所定の入札期間内に <u>市長が別に定める場合を除いて</u> 契約担当課長に送信しなければならない。</p> <p>第 16 条から第 26 条まで 省略</p>	<p>契約書の電子化等に対応するための文言整理</p>
--	---	-----------------------------

<p>(見積書の徴収)</p> <p>第 27 条 随意契約を締結しようとするときは、当該契約に必要な事項を示し、2人以上から見積書 <u>(当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。)</u> を徴さなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。</p>	<p>(見積書の徴収)</p> <p>第 27 条 随意契約を締結しようとするときは、当該契約に必要な事項を示し、2人以上から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。</p>	<p>契約書の電子化等に対応するための文言整理</p>
<p>(準用)</p> <p>第 28 条 第 26 条から前条までに規定するもののほか、第 15 条第 3 項、第 4 項、第 6 項本文、第 7 項及び第 8 項の規定は、随意契約について準用する。</p>	<p>(準用)</p> <p>第 28 条 第 26 条から前条までに規定するもののほか、第 15 条第 3 項、第 4 項、<u>第 5 項</u>、第 6 項本文、第 7 項及び第 8 項の規定は、随意契約について準用する。<u>この場合において、第 15 条第 3 項中「一般競争入札に参加しようとする者」とあるのは「見積書の徴収に応じようとする者」と、「入札金額」とあるのは「見積金額」と、「入札期間」とあるのは「見積期間」と、「電磁的記録をいう。」とあるのは「電磁的記録をいう。この項ただし書において同じ」と、「送信しなければならない」とあるのは「送信しなければならない。ただし、市長が別に定める場合において、当該電子署名及び当該電子署名に係る電子証明書を送信することを要しない。」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>一部の見積書の徴収に電子証明書付電子署名を不要とするための文言整理</p>
<p>第 29 条から第 31 条まで 省略</p>	<p>第 29 条から第 31 条まで 省略</p>	

<p>第 32 条 市長から契約の相手方とする旨の通知を受けた者は、通知を受けた日から <u>5 日以内</u> に、契約書に契約保証金等及び市長が定める書類を <u>添えて</u>、市長に提出しなければならない。<u>ただし、当該通知を受けた者が当該期間内に契約書並びに契約保証金等及び市長が定める書類（以下「契約書等」という。）を提出することができないことにつき、やむを得ない理由があると市長が認めたときは、市長が指定する期日までに当該契約書等を提出しなければならない。</u></p> <p>2 省略</p> <p>3 契約書は、市長及び契約の相手方並びに保証人を要するときは、保証人が、<u>各 1 通</u> 保管するものとする。</p> <p>第 32 条第 4 項から第 33 条 省略</p> <p>第 34 条 前 2 条の規定により契約書を作成する場合は、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金等に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質または目的により該当のない事項については、この限りでない。</p> <p>(1) 契約履行の場所 (2) <u>着手期限</u> (3) 契約代金の支払または受領の時期及び方法 (4) 前金払及び部分払の方法</p>	<p>第 32 条 市長から契約の相手方とする旨の通知を受けた者は、通知を受けた日から <u>速やかに</u>、契約書に契約保証金等及び市長が定める書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 契約書は、市長及び契約の相手方並びに保証人を要するときは、保証人が、<u>各 1 部</u> 保管するものとする。</p> <p>第 32 条第 4 項から第 33 条 省略</p> <p>第 34 条 前 2 条の規定により契約書を作成する場合は、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金等に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質または目的により該当のない事項については、この限りでない。</p> <p>(1) 契約履行の場所 (2) <u>削除</u> (3) 契約代金の支払または受領の時期及び方法 (4) 前金払及び部分払の方法</p>	<p>契約書の電子化等に対応するための文言整理</p> <p>契約書の電子化等に対応するための文言整理</p> <p>契約書の電子化等に対応するための文言整理</p>
--	---	---

<p>(5) 賃金または物価の変動に基づく契約金額の変更または契約の内容の変更</p> <p>(6) 監督及び検査</p> <p>(7) 履行遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金</p> <p>(8) 危険負担</p> <p>(9) 第三者に及ぼした損害の負担</p> <p>(10) 契約に関する紛争の解決方法</p> <p>(11) その他必要な事項</p> <p>2から3まで 省略</p> <p>4 前項第1号に規定する場合において契約書の作成を省略するときは、契約の相手方は、契約の履行に必要な要件を記載した見積書又は請書その他これらに準ずる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>第35条から第51条まで 省略</p> <p>(工程表の提出)</p> <p>第52条 請負人は、市長が指定する期日までに設計図書（<u>設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいい、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。</u>以下同じ。）に基づいて、工程表を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出の必要がない</p>	<p>(5) 賃金または物価の変動に基づく契約金額の変更または契約の内容の変更</p> <p>(6) 監督及び検査</p> <p>(7) 履行遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金</p> <p>(8) 危険負担</p> <p>(9) 第三者に及ぼした損害の負担</p> <p>(10) 契約に関する紛争の解決方法</p> <p>(11) その他必要な事項</p> <p>2から3まで 省略</p> <p>4 前項第1号に規定する場合において契約書の作成を省略するときは、契約の相手方は、契約の履行に必要な要件を記載した見積書又は請書その他これらに準ずる書類を市長に提出しなければならない。<u>この場合において、契約の内容を変更するときも、同様とする。</u></p> <p>第35条から第51条まで 省略</p> <p>(工程表の提出)</p> <p>第52条 請負人は、市長が指定する期日までに設計図書（<u>設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。</u>）に基づいて、工程表を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、市長が提出の必要がないと認めるときは、この限りでない。</p>	<p>変更請書等による変更契約を可能とするための文言整理</p> <p>契約書の電子化等に対応するための文言整理</p>
---	---	--

<p>と認めたときは、この限りでない。</p> <p>第 53 条から第 85 条まで 省略</p> <p>(仕様書等の疑義) 第 86 条 契約の相手方は、仕様書等 <u>(仕様書、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいい、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)</u> に疑義がある場合は、遅滞なく、書面 <u>(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。次条において同じ。)</u> をもって、市長に通知し、その指示を受けなければならない。</p> <p>第 87 条から第 103 条の 5 まで 省略</p> <p>第 103 条の 6 2 前項の規定にかかわらず、物品の製造の請負については、第 52 条、第 53 条、第 56 条、第 58 条、第 61 条第 1 項、第 70 条第 5 項から第 8 項まで及び第 8 章 (第 97 条を除く。) の規定を準用する。この場合において、第 52 条第 1 項中「請負人」とあるのは「契約の相手方」と、「設計図書 <u>(設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいい、これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)</u>」とあるのは「仕様書等」と、同条第 2 項</p>	<p>第 53 条から第 85 条まで 省略</p> <p>(仕様書等の疑義) 第 86 条 契約の相手方は、仕様書等 <u>(仕様書、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。)</u> に疑義がある場合は、遅滞なく、書面をもって、市長に通知し、その指示を受けなければならない。</p> <p>第 87 条から第 103 条の 5 まで 省略</p> <p>第 103 条の 6 2 前項の規定にかかわらず、物品の製造の請負については、第 52 条、第 53 条、第 56 条、第 58 条、第 61 条第 1 項、第 70 条第 5 項から第 8 項まで及び第 8 章 (第 97 条を除く。) の規定を準用する。この場合において、第 52 条第 1 項中「請負人」とあるのは「契約の相手方」と、「設計図書 <u>(設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。)</u>」とあるのは「仕様書等」と、同条第 2 項中「請負人」とあるのは「契約の相手方」と、第 53 条中「請負</p>	<p>契約書の電子化等に対応するための文言整理</p> <p>契約書の電子化等に対応するための文言整理</p>
---	--	---

<p>中「請負人」とあるのは「契約の相手方」と、第53条中「請負人」とあるのは「契約の相手方」と、「設計図書」とあるのは「仕様書等」と、第58条中「請負人」とあるのは「契約の相手方」と、「監督職員等」とあるのは「市長」と、第61条第1項中「請負人」とあるのは「契約の相手方」と、「設計図書」とあるのは「仕様書等」と、「工事材料」とあるのは「材料」と、第70条第5項中「工期内」とあるのは「納入期限まで」と、「工事材料」とあるのは「材料」と、「請負代金額」とあるのは「契約代金額」と、「請負人」とあるのは「契約の相手方」と、「前各項の規定によるほか、書面」とあるのは「書面」と、同条第6項中「工期内」とあるのは「納入期限まで」と、「請負代金額」とあるのは「契約代金額」と、「請負人」とあるのは「契約の相手方」と、「前各項」とあるのは「前項」と、同条第7項中「請負代金額」とあるのは「契約代金額」と、「請負人」とあるのは「契約の相手方」と、同条第8項中「第3項又は前項」とあるのは「前項」と、「請負人」とあるのは「契約の相手方」と、「第1項、第5項」とあるのは「第5項」と読み替えるものとする。</p> <p>第104条から第107条まで 省略</p>	<p>人」とあるのは「契約の相手方」と、「設計図書」とあるのは「仕様書等」と、第58条中「請負人」とあるのは「契約の相手方」と、「監督職員等」とあるのは「市長」と、第61条第1項中「請負人」とあるのは「契約の相手方」と、「設計図書」とあるのは「仕様書等」と、「工事材料」とあるのは「材料」と、第70条第5項中「工期内」とあるのは「納入期限まで」と、「工事材料」とあるのは「材料」と、「請負代金額」とあるのは「契約代金額」と、「請負人」とあるのは「契約の相手方」と、「前各項の規定によるほか、書面」とあるのは「書面」と、同条第6項中「工期内」とあるのは「納入期限まで」と、「請負代金額」とあるのは「契約代金額」と、「請負人」とあるのは「契約の相手方」と、「前各項」とあるのは「前項」と、同条第7項中「請負代金額」とあるのは「契約代金額」と、「請負人」とあるのは「契約の相手方」と、同条第8項中「第3項又は前項」とあるのは「前項」と、「請負人」とあるのは「契約の相手方」と、「第1項、第5項」とあるのは「第5項」と読み替えるものとする。</p> <p>第104条から第107条まで 省略</p>	
--	---	--

	<p><u>第108条 この規則における「書類」、「書面」(第20条の2、第41条、第74条第5項、第6項に規定するものを除く。)、</u> <u>「見積書」(第27条、第34条第4項、第5項又は第35条に規定するものに限る。)、</u> <u>「契約書」、「仮契約書」、「変更契約書」、「請書」、「内訳書」、</u> <u>「履行期限延長申請書」、「設計図書」、「受領書」、「借用書」、</u> <u>「制約等設計図書」「解体材料等引渡書」、「仕様書等」、「納品書」又は「支払請求書」については、人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物に代えて、別に市長が定める電子情報処理組織を使用する方法により扱うことができる。</u></p>	<p>契約書の電子化等に対応するための文言整理</p>
--	---	-----------------------------